



第一種特定化学物質

- ・製造・輸入の許可制(事実上禁止)
- ・政令指定製品の輸入禁止
- ・政令指定用途以外での使用の禁止
- ・物質及び政令指定製品(物質使用製品)の取扱基準適合・表示義務
- ・回収等措置命令

優先評価化学物質

- ・製造・輸入実績数量、詳細用途等の届出
- ・取扱事業者に対する①情報伝達の努力義務、②取り扱いの方法に係る国による指導・助言、③取り扱い状況の国による報告徴収

特定一般化学物質
※公示前は特定新規化学物質

- ・製造・輸入実績数量、用途等の届出
- ・取扱事業者に対する①情報伝達の努力義務、②取り扱いの方法に係る国による指導・助言、③取り扱い状況の国による報告徴収

一般化学物質
※公示前は新規化学物質

- ・製造・輸入実績数量、用途等の届出

一般化学物質等
(既存化学物質／新規審査済み化学物質／**特定一般(新規)化学物質等**)

事業者による製造・輸入数量
(1トン／年以上)用途等の届出

国によるスクリーニング評価

毒性と環境排出量を合わせた観点からリスクが高い

優先評価化学物質

国によるリスク評価

リスク評価結果を
踏まえ必要な場合

有害性情報、
取扱状況の報告要求

リスク評価結果を
踏まえ必要な場合

有害性調査指示

相当広範な地域で人又は生活環境動植物へのリスクあり

第二種特定化学物質

- ・製造・輸入(予定および実績)数量、用途等の届出
- ・必要に応じて予定数量の変更命令
- ・物質及び政令指定製品の取扱技術指針の公表
- ・政令指定製品の表示義務

難分解・高蓄積性ありで、
人又は高次捕食動物への長期毒性が不明な場合

監視化学物質

- ・製造・輸入実績数量、詳細用途等の届出
- ・取扱事業者に対する情報伝達の努力義務

必要な場合

取扱状況の報告要求

必要な場合

有害性調査指示

人又は高次捕食動物への長期毒性あり

第一種特定化学物質

- ・製造・輸入の許可制(事実上禁止)
- ・政令指定製品の輸入禁止
- ・政令指定用途以外での使用の禁止
- ・物質及び政令指定製品(物質使用製品)の取扱基準適合・表示義務
- ・回収等措置命令